

告 示

埼玉県告示第百九十二号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定による埼玉県証紙指定売りさばき人の指定を次のとおり取り消したので、同条第三項の規定により告示する。

令和五年二月十七日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称

群馬県藤岡市鬼石五百二十二番地 永田商事株式会社

二 取消年月日

令和五年二月十日